

建 技 第 4 6 2 号  
平成30年3月15日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長

建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて

このことにつきまして、富山県土木部では別添のとおり運用することとしましたので参考までに送付します。つきましては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)

部内各所属長 殿

土 木 部 長

建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて

このことについて、「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整に係る積算基準の改訂について」（平成 30 年 1 月 25 日付け管第 226 号、建技第 380 号）を通知したことに伴い、下記のとおり運用することとしたので通知します。

なお、「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて」（平成 26 年 3 月 3 日付け建技第 59 号）は、廃止します。

記

1 現場代理人の常駐の取扱いについて

このことについては、「富山県建設工事標準請負契約約款第 10 条の改正にかかる現場代理人の工事現場における常駐等の運用について（通知）」（平成 23 年 3 月 31 日付け建技第 107 号）【別添 1】によるが、兼務については当面の間、以下のとおり取扱うものとする。

なお、この取扱いは平成 30 年 4 月 1 日以降に見積の依頼、指名の通知又は入札の公告を行う工事から適用する。

現場代理人の工事現場における兼務について

次の場合については、現場代理人を兼務させることができるものとする。

(1) 現場代理人を兼務させることができる場合は、次の①又は②の場合に限る

- ① 随意契約方式により工事を発注し間接工事費等を調整した工事
- ② 以下の全てを満たす場合
  - (a) 工事現場相互の間隔が 10km 程度に近接していること
  - (b) 兼務する工事の件数は、他の発注機関の工事も含め 2 件であること
  - (c) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと
  - (d) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること
  - (e) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること

(2) 現場代理人兼務工事の申出及び承認

受注者は、現場代理人を兼務配置したいときは、それぞれの発注者に対し「現場代理人兼務工事申出書」により申出なければならない。工事期間中に新たに兼務配置したいときも同様に申出なければならない。

発注者は申出があった場合、速やかに「現場代理人兼務工事回答書」により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

<条件>

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたさないこと。  
発注者との連絡体制を確保すること。

## 2 技術者の専任に係る取扱いについて

このことについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）【別添 2】より以下のとおり運用する。

(1) 専任を要する主任技術者を兼務させることができる工事は次の①～③をすべて満たすものとする

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること
- ② 工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること
- ③ 次に定める要件を満たす工事であること
  - (a) 同一の主任技術者が管理することができる工事の件数は、専任が必要な工事を含む場合は 2 件であること
  - (b) 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと

(2) 主任技術者の兼務工事の申出及び承認

受注者は、専任を要する主任技術者を兼務配置したいときは、それぞれの発注者に対し「主任技術者兼務工事申出書」により申出なければならない。工事期間中に新たに兼務配置したいときも同様に申出なければならない。

発注者は申出があった場合、速やかに「主任技術者兼務工事回答書」により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

<条件>

主任技術者の工事現場における工程管理、品質管理及びその他技術上の管理等に支障をきたさないこと。

## 3 現場代理人と主任技術者の兼務について

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、他工事の現場代理人及び主任技術者と兼務可能となったところであるが、技術者の専任義務が緩和されるものではない。

ただし、2(1)より主任技術者の兼務が認められる工事については、兼務可能とする。

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)

# 【別添 1】

建 技 第 1 0 7 号  
平成 2 3 年 3 月 3 1 日  
(平成 3 0 年 4 月 1 日一部改定)

部内各所属長 殿

土 木 部 長

富山県建設工事標準請負契約約款第 10 条の改正にかかる現場代理人の工事現場における常駐等の運用について（通知）

このことについて、下記のとおり運用することとしたので通知します。

なお、本運用は富山県建設工事標準請負契約約款の改正にあわせて、平成 2 3 年 4 月 1 日以後に見積の依頼、指名の通知又は入札の公告を行う工事から適用します。

## 記

### 1 現場代理人の工事現場における常駐について

#### (1) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うこととする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
- ④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

#### (2) 特記仕様書における明示

現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について、契約上明確にするため、特記仕様書に次のとおり明示することとする。

#### (3) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間の確認方法

常駐を要しない期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

<文例>

第〇条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- 1 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
  - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
  - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
  - ④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)

# 【別添 2】

国土建第 2 7 2 号  
平成 2 6 年 2 月 3 日

都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

## 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成 2 5 年 2 月 5 日付け国土建第 3 4 8 号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成 2 5 年 9 月 1 9 日付け国土建第 1 6 2 号）は、廃止します。

### 記

#### 1. 令第 2 7 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 2 7 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 1 0 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 2 7 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

- (3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

## 2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号）（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

## 3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上